

「投資助言に係る契約締結前の書面」の一部改正について

下線部変更

(2024年4月22日)

現 行	改 正 後
(省 略)	(現行どおり)
◇投資顧問契約の概要	◇投資顧問契約の概要
(1) (省 略)	(1) (現行どおり)
(2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、 <u>有価証券等の売買を強制するものではありません</u> 。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。	(2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、 <u>店頭外国為替証拠金取引「マイメイト」(以下、「本取引」といいます。)</u> の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
枠内	枠内
I 投資顧問契約による報酬	I 投資顧問契約による報酬
(1) 投資顧問契約による報酬	(1) 投資顧問契約による報酬
当社は、 <u>マイメイト (以下、「本取引」といいます。)</u> における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨ごとに1円(税込)をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれております。	当社は、本取引における投資助言報酬として、取引数量 <u>0.1Lot (1,000通貨)</u> ごとに1円(税込)をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれております。
II 外国為替証拠金取引に係るリスク	II 外国為替証拠金取引に係るリスク
(省 略)	(現行どおり)
(1) 信用リスク	(1) 信用リスク
本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社はおお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や法その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります。	本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社はおお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や <u>金融商品取引法</u> その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります。
(省 略)	(現行どおり)
(7) カバー取引リスク	(7) カバー取引リスク
本取引では、お客様からのご注文は、全てカバー先金融機関にてカバー取引が行われています。そのため、 <u>カバー先金融機関</u> の信用状況により損失を被るリスクや、何らかの事	本取引では、お客様からのご注文は、全てカバー先金融機関 <u>(以下、「カバー先」といいます。)</u> にてカバー取引が行われています。そのため、 <u>カバー先</u> の信用状況により損失を

情により全てのカバー先にカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通りのお取引をご提供できなくなる場合があります、お客様はお取引が困難になるリスクがあります。

(8) 提示レートが相場から乖離するリスク

(省 略)

III クーリング・オフの適用

(1) クーリング・オフ適用による契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間（以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます。）、書面または電磁的記録により投資顧問契約の解除を行うことができます。電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。電子メール送信先アドレス：mm-info@mai-mate.com

(省 略)

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、書面または電子メールにより契約の解除を申し出ることができます。

なお、投資顧問契約を解除すると全ての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。

※マイメイトを除く、店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

(省 略)

1. 提供する助言の内容および方法

当社は店頭外国為替証拠金取引である本取引において、エージェントによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを提供することにより、助言を行います。お客様が本取引で行う取引は、全て当社の助言を受けたものとします。

被るリスクや、何らかの事情により全てのカバー先にカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通りのお取引をご提供できなくなる場合があります、お客様はお取引が困難になるリスクがあります。

(8) 提示する価格が市場価格等から乖離するリスク

(現行どおり)

III クーリング・オフの適用

(1) クーリング・オフ適用による契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間（以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます。）、書面または電磁的記録により投資顧問契約の解除を行うことができます。電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。電子メール送信先アドレス：fx-info@invast.jp

(現行どおり)

(2) クーリング・オフ適用期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ適用期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、書面または電子メールにより契約の解除を申し出ることができます。

なお、投資顧問契約を解除すると全ての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引口座の解約となりますので、店頭取引の口座から証拠金を全額出金する必要があります。

※マイメイトを除く店頭外国為替証拠金取引、店頭CFD取引および取引所為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

(現行どおり)

1. 提供する助言の内容および方法

当社は本取引において自動売買を行うに当たり「売買シグナルを提供する」ことにより、助言を行います。お客様が本取引で行う取引は、全て当社の助言を受けたものとします。

(省 略)

◇会社の概要 (2023年4月3日現在)

(省 略)

4. 分析者・投資判断者、助言者 佐伯 拓哉
5. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先
サポートセンター
〒105-0003 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
TEL 0120-659-274 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・元日を除く。祝日は対応して
おります。）
メールアドレス mm-info@mai-mate.com

(以下、省略)

以上

2023年7月3日

(現行どおり)

◇会社の概要 (2023年4月3日現在)

(現行どおり)

4. 分析者・投資判断者・助言者 マーケティング部
5. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先
サポートセンター
〒105-0003 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
TEL 0120-659-274 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・元日を除く。祝日は対応して
おります。）
メールアドレス fx-info@invast.jp

(以下、現行どおり)

以上

2024年4月22日